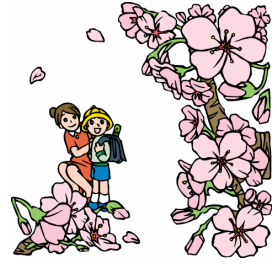




NO. 85 (通号 176 号)  
平成27年4月号

# くらしのフレッシュ便



## 相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

### ～「老人ホームの入居権」の劇場型勧誘のトラブルに注意～

#### 《相談内容》

3日前、A社から電話があり「あなたの家の近くに特別養護老人ホームができる。近隣の100人に当たる入居権があなたに当たった」と言われた。

入居する気が無いと言うと「入居権を欲しい人がいるので、譲ってほしい。入居権は20年分で1000万円だが、費用は当社が負担する。ホームから電話があったら入居すると言ってほしい。入居権の書類が届いたら当社に送ってほしい。お礼に商品券を差し上げる」と言われた。電話に応えたり、届いた書類を送るだけなら構わないと思って承諾した。

その後、ホームの運営業者から電話があり、入居すると伝えた。昨日、ホームの運営業者から「1000万円の入金があったが、法人口座からの入金は認められない。個人名で送ってほしい」といわれた。そんな大金は払えない。どうしたらよいか。(60歳代 女性)

老人ホームの入居権を譲ってください

はい…  
いいですよ…



#### 《アドバイス》

相談者には、いわゆる劇場型の特殊詐欺の相談事例について情報提供し、次にかかってきても相手にせず、すぐに電話を切るよう伝えました。今後は、留守番電話等を利用し、かかってくる電話にすぐには出ないようにし、必要に応じてかけ直す等の対策をとるようアドバイスしました。

事例の「A社」と「ホーム運営業者」のように複数の人物が入れ替わり登場して、商品、権利やサービスを勧誘する「劇場型の特殊詐欺」は、売り付けようとする商品やサービスをその時々、社会情勢などによって巧みに変えながら、常に高齢者を狙っています。

まずは電話に出ないこと、出ってしまった場合も長く話を聞かず、「要りません。もうかけて来ないでください」ときっぱり断り、手短に切ることが大切です。

## 生活情報ファイル

### 子どものアルコール飲料の誤飲に気を付けて！

子どもがアルコール飲料を誤って飲んでしまい、救急搬送される事例が報告されています。誤飲の原因は「ジュースと間違えて飲んでしまった」というものが多くなっています。

アルコール飲料の缶容器には、果物が描かれており、表示をよく確認しないと清涼飲料と間違いやすいものがあります。まだ字が読めない子どもには、「酒マーク」やアルコールについての表示も理解できません。

また、家庭内でグラスに入れたアルコール飲料をテーブルなどに置いていて、子どもが誤飲するというケースもあります。カクテルなどの中には、果物の香りがして、アルコールであることが分かりにくいものもあります。

アルコール飲料については、子どもの目に触れない、または手の届かない場所に保管するようにしましょう。

## 試してみよう、消費者力！第1回（平成27年度）

Q 健康食品について述べた文のうち、適切なものを選びなさい。

- 1 健康食品には健康被害の報告はない。
- 2 食品は医薬品と同じように効果や効能を表示できる。
- 3 食品は医薬品ではないので、効果や効能の表示は基本的にできないが、例外として特定保健用食品は一定の表示ができる。
- 4 食品は医薬品ではないので、効果や効能の表示は一切できない。

【第11回消費者力検定（平成26年度実施）応用コースから】

## くらしのまめちしき

### 「医療費などの還付金がATMで支払われることは絶対にありません！！

市役所など自治体や、税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、「医療費の還付金の手続きをします」「税金の還付金があります」などと、スーパーやコンビニなどのATMに誘導し、お金を振り込ませようとする不審な電話に関する相談が増加しています。

#### 【事例】「医療費の払い戻し金がある」と言われ、スーパーのATMで約50万円を振り込んだ

市役所職員と名乗る人から「医療費の払戻金の通知を送ったが届いているか」と電話があった。覚えがないので「届いていない」と答えると、「払戻金の受取り期日は今日までなので、県の社会保険事務所に電話をするように。その際はあなたの登録番号の『498765』（例）を伝えるように」と言われた。

すぐに、教えてもらった社会保険事務所の電話番号にかけて登録番号を告げたところ、「**今から携帯電話と通帳、キャッシュカードを持ってATMへ行くように。**近くのATMはどこか」と言われたので、「いつも利用しているスーパーのATMへ行く」と伝えた。

スーパーのATMに着くと、携帯電話を通じてATMの操作方法を指示され、それに従い画面のボタンを押した。「早く、早く」とせかさされ、どのようにしたか覚えていないが、49万8765円（登録番号として教えられた数字と同じ金額）を振り込んでしまった。（70歳代、女性）

#### 【消費者へのアドバイス】

- 医療費などの還付金がATMで支払われることは絶対にありません。
- 「お金が返ってくるので、携帯電話を持ってATMへ行くように」と言われたら、還付金詐欺です。
- このような不審な電話があっても、相手の説明をうのみにせず、すぐに警察や消費生活センター等に相談してください

「試してみよう、消費者力！第1回」解答と解説⇒健康食品で健康になれるとは限らず、健康を害することもある。健康によい、とされる食品であっても過剰な摂取は弊害を生む。特定保健用食品（トクホ）とは、「おなかの調子を整える」など、特定の保健の目的が期待できる食品。個別に食品の有効性や安全性などに関する審査を受け、消費者庁の許可マークがつけられる。なお、機能性表示の新制度が2015年度春の導入を目指して検討されている（正解－3）

**発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）**

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 Tel 082-513-2730

**●●市(町)消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいても構いません）**

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 Tel 08XX-XXXX-XXXX